

第1回「かごしまの先生」魅力発信検討委員会

(日時) 令和6年9月3日(火) 午後1時30分から午後3時まで

(場所) 県庁16階 16-A-1 会議室

1 開会

- ・ 県教育委員会教育長挨拶

2 事務局説明

- ・ 教員の確保に向けた取組について

3 意見交換・協議

4 閉会

「かごしまの先生」魅力発信検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 「かごしまの先生」の魅力発信や学校における働き方改革の推進のための方策等について審議するために、「かごしまの先生」魅力発信検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「かごしまの先生」の魅力発信や学校における働き方改革の推進等に関すること。
- (2) 「かごしまの先生」の魅力発信に関する提言を行うこと。

(組 織)

第3条 委員会は、別紙の外部の有識者もつて構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、委員以外の者を会議に参加させ、意見を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

「かごしまの先生」魅力発信検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職等
民間企業	① 中原 克巳	(株)南日本新聞社 編集局 文化生活部副部長
	② 福留 進一	(株)現場サポート 代表取締役社長
	③ 峯元 克己	(株)南九州ファミリーマート 総合企画部 経営・人材戦略グループ マネージャー
有識者等	④ 溝口 和宏	大学地域コンソーシアム 鹿児島事務局 (鹿児島大学教育学部長)
	⑤ 馬場 美紀子	鹿児島県教育委員会 教育委員
PTA	⑥ 市囿 豪	県PTA連合会 会長
行政	⑦ 大久保 哲志	市町村教育長会 (出水市教育長)
学校	⑧ 黒木 誠	県連合校長協会 (鶴丸高等学校長)

「かごしまの先生」魅力発信検討委員会について

1 目的

教員の採用倍率が低迷し、臨時的任用教員のなり手不足も深刻化している中、教職員の働き方を見直し、働きがいを高めていくとともに、本来の教職の魅力や、やりがいを積極的に発信し、教職に対するイメージアップを図るため、本委員会を設置し、有識者等からの意見を求める。

2 メンバー等

産官学（民間、有識者、PTA、行政、学校）からそれぞれ委員を選出

※ 本委員会の活動として、高校生や大学生等の代表の声を聞く機会を設けることも検討。

3 委員会での意見交換の内容

- ・ 「かごしまの先生」の魅力や、やりがい
- ・ 学校における「働き方改革」推進のための方策
- ・ 信頼される教員の養成と確保のための方策
- ・ 「かごしまの先生」の魅力発信

4 今後のスケジュール（案）

- ・ 第1回会議 令和6年 9月3日（火）
- ・ 第2回会議 令和6年10月中旬
- ・ 第3回会議 令和6年11月上旬

審議会等の会議の公開に関する指針

平成13年 3月23日決定

平成17年 3月25日改正

平成18年12月 1日改正

第1 目的

この指針は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めてその審議の状況を明らかにすることにより、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針において「審議会等」とは、附属機関その他これに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則としてその会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 条例第7条各号の不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は会議を非公開とすることができるものとする。

- (2) 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、報道機関の取材活動に対して十分配慮するものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項（非公開の会議を開催する場合は、(5)及び(6)を除く。）を記載した案内を情報公開総合窓口（県政情報センター）に掲示するとともに、報道機関へその情報を提供し、インターネットを利用して県ホームページに掲載するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

第7 会議の結果等の公表

審議会等は、原則として当該会議の開催後1週間以内に次の事項（非公開の会議を開催した場合は、(5)を除く。）を記載した会議の結果等に関する資料を情報公開総合窓口（県政情報センター）に掲示するとともに、インターネットを利用して県ホームページに掲載するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 出席委員
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴者数
- (6) 議題
- (7) 審議結果等の概要
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

第8 その他

- (1) この指針は、平成13年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。
- (2) 改正後の指針の規定は、平成17年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。